

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第一条による改正（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号））

改正後	現行条例
<p>目次            第一章～第六章 略            第七章 削除</p> <p>第八章～第十二章 略            第十三章 共同生活援助            第一節～第三節 略</p> <p>第十四節 運営に関する基準（第九十八条の二―第二百一条）</p> <p>第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）            第二款 人員に関する基準（第二百一条の四・第二百一条の五）            第三款 設備に関する基準（第二百一条の六）            第四款 運営に関する基準（第二百一条の七―第二百一条の十二）</p> <p>第十四章 略            第十五章 削除</p> <p>第十六章及び第十七章 略</p> <p>附則</p> <p>第五条 略</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（従業者及びその員数）</p>	<p>目次            第一章～第六章 略            第七章 共同生活介護            第一節 基本方針（第二百五条）            第二節 人員に関する基準（第二十六条・第二十七条）            第三節 設備に関する基準（第二十八条）            第四節 運営に関する基準（第二十九条―第四十二条）</p> <p>第八章～第十二章 略            第十三章 共同生活援助            第一節～第三節 略</p> <p>第十四節 運営に関する基準（第九十九条―第二百一条）</p> <p>第十四章 略            第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四条・第二百五条）</p> <p>第十六章及び第十七章 略</p> <p>附則</p> <p>第五条 略</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（従業者及びその員数）</p>

第八十一条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 略

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(1) 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 二 略

三 略

2 〽 7 略

（従業者の員数）

第一百一条 法第五条第八項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及びその併設事業所に置くべき従業者の総数は、次のとおりとする。

一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるもの）に限り、次号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者等を除く。以下「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上

二

第一百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。） 第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者又は第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と

第一百五十三条に規定する指定自立訓練（生活

第八十一条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 略

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 二 略

三 略

2 〽 7 略

（従業者の員数）

第一百一条 法第五条第八項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及びその併設事業所に置くべき従業者の総数は、次のとおりとする。

一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるもの）に限り、次号に規定する指定共同生活介護事業者等を除く。以下「入所施設等同生活介護事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上

二 第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第一百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。） 又は第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活介護事業者等

第一百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。） 又は第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活介護事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と

第一百五十三条に規定する指定自立訓練（生活

訓練）（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第九十五条に規定する指定共同生活援助又は第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）」等という。）とを同時に提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る

指定自立

訓練（生活訓練）事業所（第五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

口 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いて指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 略

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と指定自立訓練（生活訓練）等とを同時に提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

口 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所

、第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百七十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七百七十四条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行

訓練）（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第九十五条に規定する指定共同生活援助

（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）とを同時に提供する時間帯

指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数と併設事業所

の利用者の数との合計数を当該指定共同生活介護事業所等 の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等

における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

口 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いて指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 略

二 指定共同生活介護事業者等 が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と指定共同生活介護等 とを同時に提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該指定共同生活介護事業所等 の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等 における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

口 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所、第二百二十六条第一項に規定する

指定共同生活介護事業所、第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百七十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七百七十四条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行

う事業所をいう。以下同じ。)若しくは第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合、次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定生活介護

、第四百四十三条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第五百五十三条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第七十三条に規定する指定就労継続支援A型、第八十六条に規定する指定就労継続支援B型若しくは第九十五条に規定する指定共同生活援助、第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援を提供する時間帯、当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

二 略

(準用)

第二百二条 第五十三条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第一百十条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対し、同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

二 空床利用型事業所 当該空床利用型事業所に係る法第五十八条項に規定する施設の利用定員

第九十六

条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という

。 )及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)又は居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 略

(従業者の員数)

第一百五十五条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以

う事業所をいう。以下同じ。)若しくは第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所

又は指定障害児通所支援

事業所(児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合、次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定生活介護、第二百二十五条に規定する指定共同生

活介護、第四百四十三条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第五百五十三条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第七十三条に規定する指定就労継続支援A型、第八十六条に規定する指定就労継続支援B型若しくは第九十五条に規定する指定共同生活援助

ロ 略

二 略

(準用)

第二百二条 第七条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第一百十条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対し、同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 略

二 空床利用型事業所 当該空床利用型事業所に係る法第五十八条項に規定する施設の利用定員(第二百二十六条第

一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第九十六

条第一項に規定する指定共同生活援助事業所

にあつては、共同

生活住居(法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)又は居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 略

(従業者の員数)

第一百五十五条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以

下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者）

を除く

。第百十八条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 略

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第百二十条 略

2 略

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。以下この項において同じ。）を提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又はその委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

## 第七章 削除

第百二十五条から第百四十二条まで 削除

下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く

。第百十八条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 略

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第百二十条 略

2 略

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。以下この項において同じ。）を提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又はその委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

## 第七章 共同生活介護

### 第一節 基本方針

第百二十五条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第百二十六条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

- イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
- ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
- ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する

利用者の数を四で除した数

- 二 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
- 三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 利用者の数が三十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

- 第二百二十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

- 第二百二十八条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互

に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (入退居)

第二百二十九条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。以下この条において同じ。）に対し提供するものとする。

2| 指定共同生活介護事業者は、利用の申込みの際には、当該利用の申込みをした者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3| 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4| 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### (入退居の記録の記載等)

第二百三十条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2| 前項の場合において、指定共同生活介護事業者は、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

##### (利用者負担額等の受領)

第二百三十一条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2| 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3| 指定共同生活介護事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

##### 一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特

別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4| 指定共同生活介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5| 指定共同生活介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第百三十二条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2| 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第百三十三条 指定共同生活介護事業者は、第百四十二条において準用する第六十一条第一項に規定する共同生活介護



計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対し指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3| 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4| 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### （サービス管理責任者の責務）

第百三十四条 サービス管理責任者は、第百四十二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の申込みの際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外の事業所等における指定障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

#### （介護及び家事等）

第百三十五条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2| 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。

3| 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

#### （社会生活上の便宜の供与等）

第百三十六条 指定共同生活介護事業者は、利用者について

、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2| 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3| 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百三十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百三十八条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2| 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。  
3| 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、その従業者により指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮又は命令を確実にすることができる場合は、この限りでない。

4| 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5| 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第百三十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百四十条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居若しくはユニットの入居定員又は居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百四十一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第百四十二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条及び第九十五条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百三十七条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十一條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百三十一條第二項」と、第七十八條第二項第三号中「第六十八條」とあるのは「第百四十二条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四十二条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百四十一条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第百五十八条 略

(利用者負担額等の受領)

第百五十八条 略

(利用者負担額に係る管理)

第百五十八条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決

定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第六十条 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第七十九條から第九十五條まで、第四百四十八條及び第四百四十九條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第六十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第五百五十八條第一項から第四項まで」と

、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五百五十八條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と

、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五百五十八條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と

読

み替えるものとする。

（準用）

第七十二條 第十一條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條から第九十五條まで、

、第四百四十七條、第四百四十八條及び第五百五十八條の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一條第一項中「第三十三條」と

（準用）

第六十条 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第七十九條から第九十五條まで、第三百三十二條、第四百四十八條及び第四百四十九條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第六十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第五百五十八條第一項から第四項まで」と、第二十四條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五百五十八條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三百三十二條第一項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限り、一と、同條第二項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者であつて、一と読み替えるものとする。」と読

（準用）

第七十二條 第十一條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條から第九十五條まで、第三百三十二條、第四百四十七條及び第四百四十八條

の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一條第一項中「第三十三條」と

あるのは「第七十二条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百七十七條第一項」と

、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百七十七條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一條」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第七十二条」と、第五百五十八條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「知事が定める者に限る」と、同條第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「知事が定める者を除く」と読み替えるものとする。

### 第十三章 共同生活援助

第九十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者及びその員数）

第九十六条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 略

あるのは「第七十二条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百七十七條第一項」と、第二十四條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百七十七條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一條」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第七十二条」と、第三百三十二條第一項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限り、）」と、同條第二項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者であつて、）」と読み替えるものとする。

### 第十三章 共同生活援助

第九十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談 その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者及びその員数）

第九十六条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

二 略

## (管理者)

第九十七條 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2| 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

## (設備)

第九十八條 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2| 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3| 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4| 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5| 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員を超えてはならない。

6| 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7| ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8| ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者

## (準用)

第九十七條 第二百二十七條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第九十八條 第二百二十八條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

のサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員は、一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

#### 第四節 運営に関する基準

#### 第四節 運営に関する基準

##### (入退居)

第九十八条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。以下この条において同じ。）に対し提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用の申込みに際しては、当該利用の申込みをした者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### (入退居の記録の記載等)

第九十八条の三 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の場合において、指定共同生活援助事業者は、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

##### (利用者負担額等の受領)

第九十八条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を

受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第九十八条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において準用する第六十一条第一項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対し指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第九十八条の六 サービス管理責任者は、第二百一条にお



いて準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の申込みの際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外の事業所等における指定障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第百九十九条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2| 略

3| 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百九十九条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2| 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3| 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には

(家事等)

第百九十九条

2| ①| 略

指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者により指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮又は命令を確実にすることができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 略

(支援体制の確保)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居若しくはユニットの入居定員又は居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めよう努めなければならない。

(準用)

第二百一条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八條まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条及び第七百五十八條の二

の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十九条の三」と、第二十二條第二

(勤務体制の確保等)

第二百条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者により指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 略

(準用)

第二百一条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八條まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第七百二十九條から第三百三十四條まで、第三百三十六條、第三百三十七條及び第三百三十九條から第四百一条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百一条において準用する第三百三十七條」と、第二十二條第二

項中「次条第一項」とあるのは「第百九十八条の四第一項  
と、第二十五条第二項中「第二  
十三条第二項」とあるのは「第百九十八条の四第二項  
と、第七十八条第二項第三号中「第  
六十八条」とあるのは「第二百一条において準用する第九  
十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは  
「第二百一条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」  
とあるのは「第二百条の四第一項

の協力医療機関及び同条第二項

の協力歯科医療機関」と、第百五十八条の  
二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定  
める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生  
活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿  
泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあ  
るのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている  
者に限る」と読み替えるものとする。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事  
業の基本方針並びに人員、設備及び運営に  
関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス  
利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当  
該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業  
者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（  
第二百一条の十二において準用する第六十一条第一項に規  
定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下  
同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二十  
一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び  
当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委  
託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービ  
ス事業者」という。）により当該外部サービス利用型共同生  
活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護そ  
の他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」  
という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに  
人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定  
めるところによる。

(基本方針)

第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事  
業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受  
託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを  
適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域におい  
て共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことがで  
きるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置  
かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入  
浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適

項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条において準用  
する第三百三十一条第一項」と、第二十五条第二項中「第二  
十三条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する  
第三百三十一条第二項」と、第七十八条第二項第三号中「第  
六十八条」とあるのは「第二百一条において準用する第九  
十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは  
「第二百一条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」  
とあるのは「第二百一条において準用する第四百四十一条第  
一項の協力医療機関及び第二百一条において準用する第百  
四十一条第二項の協力歯科医療機関」と、第三百三十三條第  
一項及び第三百三十四條第一項中「第四百四十二条」とあるの  
は「第二百一条

」と読み替えるものとする。

切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第二款 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第二百一条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 利用者の数が三十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第二百一条の五 第九十七条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

## 第三款 設備に関する基準

第二百一条の六 第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

## 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百一条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあつたときは、当該支給決定障害者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、第二百一条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名

称その他の当該支給決定障害者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

- 2| 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

- 2| 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2| 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を書面により報告させなければならない。

(運営規程)

- 2| 2| 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとく、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
  - 一| 事業の目的及び運営の方針
  - 二| 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三| 入居定員
  - 四| 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - 五| 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
  - 六| 入居に当たつての留意事項
  - 七| 緊急時等における対応方法
  - 八| 非常災害対策
  - 九| 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
  - 十| 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一| その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

- 2| 2| 2| 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに書面により行わなければならない。

- 2| 2| 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

- 3| 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法により、その提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に業務について必要な管理及び指揮又は命令をするものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百一条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者により外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百一条の十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第二十五条、第三十条、第三十一条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十二条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十五条の二、第九十九条、第九十九条の二及び第二百一条の二から第二百一条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第十二条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第二十五条第二項中「第六十八号」とあるのは「第六十八号第一項」と、同項第三号中「第六十八号」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第

六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び第二百一条の十二において準用する第二百条の四第二項の協力歯科医療機関」と、第五百五十八条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第九十九条第三項中「当該指定共同生活援助事業者の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

## 第十五章 削除

第二百四条及び第二百五条 削除

## 第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第二百四条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所等」という。)に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第九十六条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所(ことに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計を六で除した数以上)
- 二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所(ことに、次に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、次に定める数)
  - イ 利用者の数の合計が三十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一人に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第二百五条 一体型指定共同生活介護事業所等においては、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計及び入居定員の合計を当該指定共同生活介護事業所又は当該指定共同生活援助事業所の利用者の数及び入居定員とみなして、第二百二十八条(第九十九条において準用する場合を含む。)及び第四百十条(第二百一条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

附 則

(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第二条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第九十八条第一項(第九十一条の六において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(平成十八年九月三十日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

第三条 指定共同生活援助事業者等が平成十八年九月三十日において現に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助の事業等を行う場合における当該事業所の共同生活住居(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第九十八条第七項及び第八項(これらの規定を第九十一条の六において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等(平成十八年厚生労働省令第五十六号)第九十九条第二項及び第三項に定めるところによる)ことができる。

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第四条 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第九十九条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以

附 則

(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第二条 指定共同生活援助事業者  
(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第二百八条第一項(第九十八条)において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活介護の事業等  
を行うことができる。

(平成十八年九月三十日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

第三条 指定共同生活援助事業者 が平成十八年九月三十日において現に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合における当該事業所の共同生活住居(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第二百八条第六項及び第七項(これらの規定を第九十八条)において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等(平成十八年厚生労働省令第五十六号)第九十九条第二項及び第三項に定めるところによる)ことができる。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第四条 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第三十五条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以



<p>下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、<u>第九十九条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</u></p> <p>一及び二 略</p> <p>3 前二項の場合において、<u>第九十六条第一項第二号</u>から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。</p> <p>(平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>第五条 当分の間、平成十八年九月三十日において現に存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の八に規定する知的障害者通勤療のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤療」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等についての<u>第九十八条(第二百一条の六)において準用する場合を含む。</u>以下この条において同じ。)の規定の適用については、<u>第九十八条第七項中「十人」とあるのは、「三十人」とし、同条第八項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(知事が定めるものを除く。)</u>を除き、適用しない。</p>	<p>下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、<u>第三十五条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</u></p> <p>一及び二 略</p> <p>3 前二項の場合において、<u>第二十六条第一項第二号</u>から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。</p> <p>(平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>第五条 当分の間、平成十八年九月三十日において現に存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の八に規定する知的障害者通勤療のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤療」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等についての<u>第二十八条(第九十八条)において準用する場合を含む。</u>以下この条において同じ。)の規定の適用については、<u>第二十八条第六項中「十人」とあるのは、「三十人」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(知事が定めるものを除く。)</u>を除き、適用しない。</p>
--	--

第二條による改正(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十号))

<p>改 正 案</p> <p>(従業者及びその員数)</p> <p>第五條 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数</p>	<p>現 行 条 例</p> <p>(従業者及びその員数)</p> <p>第五條 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数</p>
--	--

<p>は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合 次のとおりとすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(一)及び(二)に規定する数を合計した数以上とする。</p> <p>(一) 次に掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。(ロ)及び(ハ)において同じ。)の数を六で除した数</p> <p>(ロ) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数</p> <p>(ハ) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数</p> <p>(二) 略</p> <p>(2) 3 略</p> <p>ハ 3 略</p> <p>ニ 3 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合 次のとおりとすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(一)及び(二)に規定する数を合計した数以上とする。</p> <p>(一) 次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。(ロ)及び(ハ)において同じ。)の数を六で除した数</p> <p>(ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数</p> <p>(ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数</p> <p>(二) 略</p> <p>(2) 3 略</p> <p>ハ 3 略</p> <p>ニ 3 略</p> <p>2 及び 3 略</p>
---	---

第三条による改正（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十一号））

<p>改 正</p> <p>案</p> <p>(職員及びその員数)</p> <p>第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。</p> <p>(1) 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上</p> <p>(2) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上</p> <p>(3) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上</p> <p>ロ 2 略</p>	<p>現 行 条 例</p> <p>(職員及びその員数)</p> <p>第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。</p> <p>(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上</p> <p>(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上</p> <p>(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上</p> <p>ロ 2 略</p>
---	--

<p>四略</p> <p>2 8 略</p> <p>(職員及びその員数)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2 7 略</p> <p>8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(職員員数等に関する特例)</p> <p>第八十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第四項後段の規定によりその利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号二及び第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。</p> <p>一及び二 略</p>	<p>四略</p> <p>2 8 略</p> <p>(職員及びその員数)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2 7 略</p> <p>8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(職員員数等に関する特例)</p> <p>第八十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第四項後段の規定によりその利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号二及び第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。</p> <p>一及び二 略</p>
--	--

第四条による改正(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十四号))

<p>改 正</p> <p>案</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合 次のとおりとすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(一)及び(二)に規定する数を合計した数以上とする。</p> <p>(一) 次に掲げる平均障害支援区分(知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が四未満 利用者(知事が</p>	<p>現 行</p> <p>条 例</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合 次のとおりとすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(一)及び(二)に規定する数を合計した数以上とする。</p> <p>(一) 次に掲げる平均障害程度区分(知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者(知事が</p>
--	--

定める者を除く。(ロ)及び(ハ)において同じ。)の  
 数を六で除した数  
 (ロ) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の  
 数を五で除した数  
 (ハ) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三  
 で除した数  
 (二) 略  
 (2) (4) 略  
 ハ ト 略  
 ニ ヽ 六 略  
 三 ヽ 五 略

定める者を除く。(ロ)及び(ハ)において同じ。)の  
 数を六で除した数  
 (ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の  
 数を五で除した数  
 (ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三  
 で除した数  
 (二) 略  
 (2) (4) 略  
 ハ ト 略  
 ニ ヽ 六 略  
 三 ヽ 五 略